

千葉県がんセンター食堂及び売店運営事業者募集について

千葉県がんセンターにおける食堂及び売店の運営事業者を募集しますので、希望がある場合は次により申込みを行ってください。

平成21年11月27日

千葉県がんセンター長 中川原 章

1 趣旨

当センターにおける食堂及び売店運営について、センター利用者に対するサービス向上及び職員の福利厚生の実現を図ることを目的として、運営事業者を募集し、応募に係る必要事項を定めたものである。

2 参加手続き

① 募集要領の配布

平成21年11月27日（金）から平成21年12月7日（月）まで下記にて配布する。午前9時から午後5時まで（土・日曜日を除く）

〒260-8717

千葉市中央区仁戸名町666番地2

千葉県がんセンター事務局管理課

② 申請書・企画提案書の提出

希望業者は、配布された募集要領に基づき、平成21年12月21日（月）午後5時までに事務局管理課（①と同じ）に、9部提出すること。

③ 業者の決定方法

上記②にて提出された申請書類に基づき、書類選考を行い（一次選考）、その後ヒアリング（2次選考）にて業者を決定する。（詳細は募集要領参照）

3 申請に必要な資格に関する事項

必要な資格に関しては以下のとおり。

（1）募集の内容を理解し、出店に意欲があり、良質な飲食品を低廉な価格で提供できる能力を有する者であること。

（2）現在、県内において、同様の店舗又は事務所を有し、3年以上の食堂等飲食に関する営業実績を有する者であること。

（3）食堂営業にあたり、栄養士の資格を有する者に献立を担当させ、少なくとも1名は調理師の資格を有する者に調理させることができる者であること。

（4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（5）千葉県物品等入札参加資格（委託）において、AあるいはBの等級に格付けされている者であること。

（6）募集公告の日から事業者の決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加資

格者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。

（7）募集公告の日から事業者の決定の日までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（8）食品衛生法に基づく営業の禁止命令、停止命令又は改善命令の行政処分を各3か年受けていないこと。

4 問い合わせ先

〒 260-8717

千葉市中央区仁戸名町666番地2 千葉県がんセンター事務局管理課 高津

電話 043（264）5431 内線2131

5 その他

その他の詳細な事項については、募集要領に記載のとおり。